

大阪市立市岡東中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

<いじめの理解>

国立教育政策研究所のいじめ追跡調査(2019-2022)の結果が示す通り、いじめは特別な生徒の間だけで起きるものではなく、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる極めて普遍的な現象である。特に中学校段階においては、スマートフォンの普及に伴い、SNSやネット上でのトラブルがいじめの主要な要因となっている現実を直視しなければならない。これらは教職員の目が届かない「可視化されにくい場」で匿名性を伴って進行し、24時間絶え間なく被害者に心理的苦痛を与え続けるという、極めて陰湿かつ深刻な特性を持っている。

いじめを許容しない雰囲気を醸成するためには、まず教職員が「ネット上の対立は、必ず現実の学級秩序や人間関係の歪みとなって表出する」ことを強く自覚する必要がある。SNS上での誹謗中傷や仲間外れを「家庭内の私的な問題」として切り離すのではなく、学校生活における重大なリスクとして捉え、生徒のわずかな表情の変化や生活態度の違和感を敏感に察知する感性が不可欠である。

具体的な組織のあり方としては、まずSNS上の些細な「冷やかし」や「無視」であっても、相手が心身に苦痛を感じた時点で「決して許されない行為」であるという毅然とした価値観を全教職員で一致させ、生徒に示し続けることが重要である。また、ネット空間特有の「傍観者」になりやすい集団心理を理解させた上で、画面の向こう側の相手を思いやる想像力と、不適切な同調を拒む強い規範意識を集団の中で育んでいかなければならない。生徒がSNS上でのトラブルを抱えた際、即座に教職員へ相談できる強固な信頼関係を築くとともに、保護者とも緊密に連携し、学校と家庭が一体となって「いじめを許さない」共通の防波堤を築くことこそが、デジタル時代の生徒を守り抜く唯一の道となる。

2 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと「大阪市立市岡東中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめを絶対に許さない学校づくりに取り組む。

- (1) いじめを許さない学校作りを進めるために、人権教育・道徳教育をはじめとする様々な取り組みを充実させ、教職員研修を計画的に実施する。
- (2) いじめの未然防止・早期発見のため、子ども自らがお互いを認め合える「集団づくり」と「居場所づくり」を作り出す取り組みを充実させる。
- (3) すべての子どもたちが安心・安全に学校生活を送れるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍することのできる学校づくりをすすめる。
- (4) 保護者、地域との連携を積極的に進め、子どもたちを見守る大人のネットワークを構築する。

3 いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童・生徒にも起こりえる、どの児童・生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童・生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 子どもの様子を把握

子どもの様子を知るためには、教職員の気づきが大切だと考える。子どもたちの些細な言動から状況を推し量ることのできる感性を高めることが重要である。そのためにも、教職員研修の計画的な実施をすすめる。

また、子どもたちの様子を知るためにも、いじめに関するアンケートの実施はもとより、日頃から子どもたちと場をともにし、相談活動ができる雰囲気を作り上げる。

(2) 自尊感情を感じ取ることのできる「居場所づくり」の取組

教職員の一言や一行動を子どもたちは注目している。子どもたちから信頼される良き範となるように努めなければならない。そのためにも教職員が互いに学級経営や生活指導について相談することのできる職場の雰囲気を醸成する。そのうえで、授業をはじめとした学校生活の場面において、「こんなに認められた」と思えるような授業づくりと教職員のあたたかい声かけを行う。

子どもたちの自発的、自治的な活動を手助けすることで、子どもたち自身でいじめの防止や、解決を図ることのできる雰囲気を作る。具体的には、他学年との交流推進や、生徒会活動の活性化を推し進めていく。

(3) 人権を尊重し、豊かな心を育てる取組

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であって、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。そのためにも、子どもたちが人のいたみを感じ、思いやることのできるよう、「いじめ(いのち)について考える日」の取組をはじめ、人権教育の基盤である生命尊重の精神をはぐくむ。

また、道徳の授業は子どもたちの心の成長に大きな力を発揮するものとする。いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

(4) 生きた教材を、生きた社会から学ぶ取組

子どもたちは、社会や自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づく。現在では、日常生活からは得ることが少なくなってきた生活体験を生きた社会、教材から人権教育、道徳教育との関連性と持たせながら学習することで、体得していく。

また、授業の中でも、コミュニケーション活動を重視する取組を進めることで、他者のいたみや感情を受容するための想像力、感受性を身につけることができると考える。お互いが対等で豊かな関係を築くことができるよう、さまざまな体験、コミュニケーション活動を発達段階に応じ展開する。

(5) 保護者、地域への働きかけ

いじめの実態や指導の方針などの情報を提供し、いじめの持つさまざまな問題、いじめをなくすためには保護者との連携が必要であることの相互理解が必要である。そのためにも、保護者向けの研修会の開催や、学校安心ルールを明示したり、ホームページや学校だより、学年だよりなどを通して、積極的に広報活動を行う。

4 いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の時間に、子どもたちの様子に目を配るようにする。子どもたちのいるところには

教職員がいるようにすると、いじめの発見に効果があることには間違いはない。

また、教職員がより早い段階から発見できるよう、いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。

(2) 集団を見る視点

子どもたちは、発達段階に応じて小集団を形成する。また、小学校中学年になると、発達に個人差も大きくなる時期にもなるため、そのことがいじめの原因になることもある。そのため、教職員は、学級にはどのような小集団が形成されているのか十分に把握する必要がある。

また、小集団内で気になる行動が見られた場合には、小集団の関係を修復することが大切と考えている。

(3) 気軽に相談できる雰囲気

子どもたちはいじめの相談をすることは、大変勇気がいるものである。いじめている側から、「先生にチクったやろ」といわれて、さらにいじめが助長される可能性があることを、教職員は十分に理解しなければならない。

そのためには、日頃から子どもたちに声かけなどを行うことで、気軽に相談できる環境を作る。それが教職員と子どもたちの信頼関係が構築できると考える。

また、相談を気軽に持ちかけることができるよう、スクールカウンセラーや保健室、職員室などの活用を周知していく。

(4) 保護者・地域との情報の共有

保護者や地域と連携し、児童・生徒の変化を相互に迅速に伝えられる信頼関係を構築する。家庭訪問や個人懇談会、連絡帳の記述などにより情報を把握し、いじめが疑われる情報については、教職員だけでなく、必要に応じて地域とも共有する。

(5) いじめアンケートの活用

気軽に相談できる雰囲気を作るといっても、子どもたちにとっては、なかなかいじめについて相談をすることは難しいことも考えられる。そのためにも、発見の手立てとして、定期的にアンケートを実施する。

5 いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童・生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童・生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめの発見・通報をうけたとき

(2) いじめと思われる行為を発見した場合や、子どもから相談を受けた場合、当事者ならびに周囲の児童・生徒から個別に聞き取りを行い、迅速に情報を収集する。また、保護者から相談や訴えがあった場合は複数の教職員で話を聞き、教職員間での情報の共有を行う。

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

事実確認とともに、子どもに対して共感することで心の安定を図るようにしなければならない。そして、自分自身を否定するような気持ちを持っていることも考えられるので、自尊感情を高めるような配慮の必要がある。その上で、必ず解決できる・希望が持てるよう最後まで教職員が守り抜くことを伝える。

保護者に対しては、その日のうちに家庭訪問などで保護者と面談し、事実関係を伝え、保護者の気持ちにも共感的に受け止めながら、学校としての指導方針、今後の対応を伝えていく。特に子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも連絡、相談してもらおうよう話し伝える。

② いじめた子どもに対して

いじめた気持ちや状況などについて、十分話を聞き、それにいたった子どもの背景にも目を向けながら指導を行う。そして子どもの中にいじめが決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちがわかるよう、粘り強く指導を続ける。

保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもやその保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図れるよう話していく。また、子どもが相手の気持ちを理解できるよう、そして、自分自身の意識が変容するよう今後の関わり方について一緒に考え、具体的な助言を行う。

③ 周りの子どもたちに対して

いじめは当事者間の問題だけではなく、周りにいる学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは決して許さない」という気持ちを一人ひとりが持てるよう指導を行っていく必要がある。いじめを傍観している子どもや、はやし立てている子どもなどが存在する可能性もあるので、集団として、継続して指導を行う。

また、この機会を通して、再発防止、未然防止のための取り組みを道徳や学級活動の時間などを利用して、互いが認め合える集団作りを形成する。

6 教育委員会、警察、地域等の関係諸機関との連携

いじめは学校だけで解決しようとするのではなく、教育委員会とも連携して、問題解決に向け指導助言などの支援を受ける必要がある。

また、解決が困難な事案については、教育委員会と連携をし、警察や子ども相談センターなどの関係諸機関と対策を協議し、早期の解決を目指す。

7 その他(ネット上でのいじめ)

携帯電話やスマートフォンなどインターネットの普及により、ネット上でのいじめなどが各地で報告されているところである。未然防止には、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、携帯電話やスマートフォンを管理する保護者と連携しながら、未然防止、早期発見に努める。

特に、書き込みによって、当事者以外からのいじめなどが発生する可能性も考えられるので、発見した場合には、文章や画像などの削除を早急に進めるためにも、関係諸機関とも連携する。

8 いじめ問題に取り組みための校内組織

「いじめ防止対策推進法第 22 条」に基づき、次の校内組織を置く。

(1) 校内組織

① 組織名

いじめ対策委員会

② 構成：委員長は校長(※は常任)

校長※、教頭※、各学年主任※、生活指導担当教諭(生徒指導主事)、養護教諭、SC、SSW(事案に応じ、必要な教職員も加わる)

③ 役割

いじめに関する情報や児童・生徒の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有を行う。さらに、いじめに関係する事案が生じた場合には、緊急に会議を行い、事実確認、指導の方針の決定を行うとともに、解決に向けての取り組みを進めていく。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

④ 開催時期

月 1 回を基本とし、事案発生時には緊急に開催をする。

(2) 年間計画

① 調査

- 生徒対象いじめアンケート……年 3 回(7 月・12 月・2 月)
- 学校評価アンケート……年 2 回(7 月・12 月)

② 研修会

- 児童・生徒理解のための研修会……年 1 回(4 月)
- 生活指導に関する研修会……随時

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページを積極的に活用し、相談窓口の周知や子どもがいまいきと自分らしく過ごす学校の取り組みなどの情報発信を行う。
- ② 学校協議会で取り組みについて議論し、指導・助言をいただくとともに、協力関係を強化する。
- ③ 相談体制を強化するため、スクールカウンセラーの活用、こども相談センター教育相談グループや区役所子育て支援室との連携をさらに推進する。

(4) 取組内容の検証

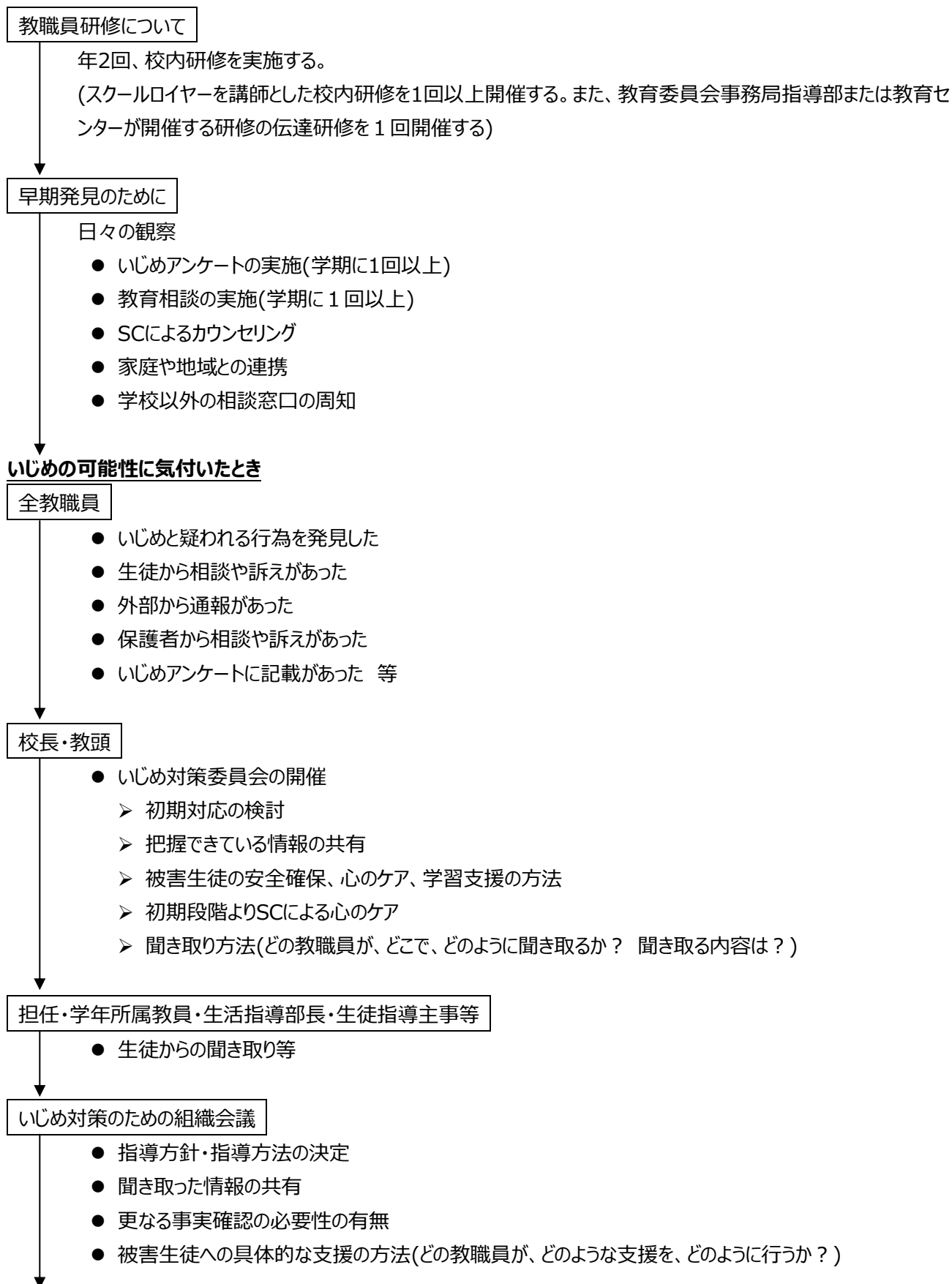
- ① 運営に関する計画の立案、進捗状況、最終評価のそれぞれにおいて、取り組み内容の検証と点検を行い、新たな取り組みに反映させる。
- ② 「いじめ防止対策委員会」の組織体制や機能、構成員について最終評価の際に検証を行う。

9 重大事案への対処

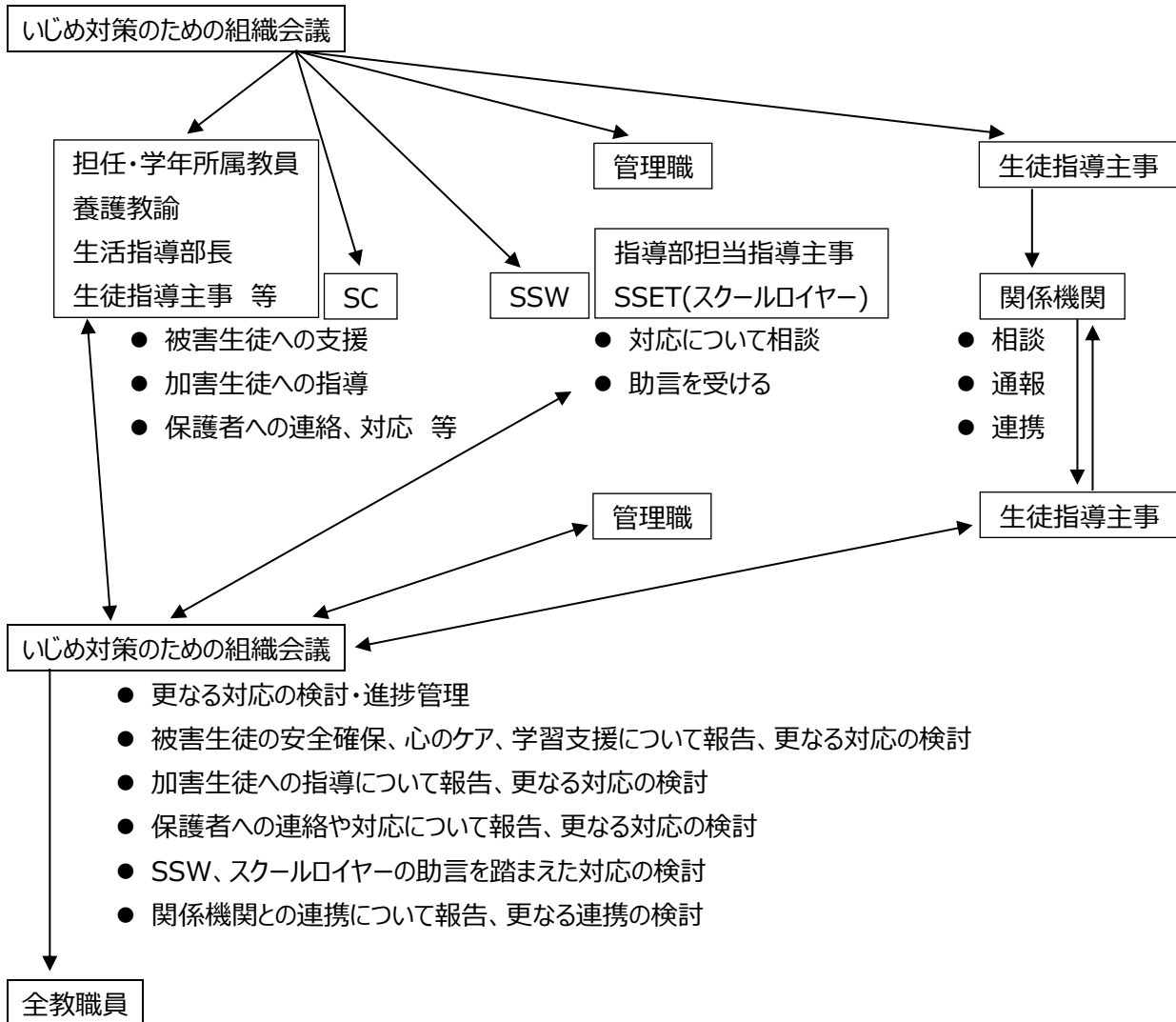
「いじめ防止対策推進法第 28 条」により、次の対処を行う。

- (1) 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大な事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- (2) 教育委員会の指導の支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- (3) 被害の児童・生徒、保護者に対しては、当該調査にかかる重大事態の事実関係など、必要な情報を適切に提供する。

大阪市立市岡東中学校 いじめ対応フロー図

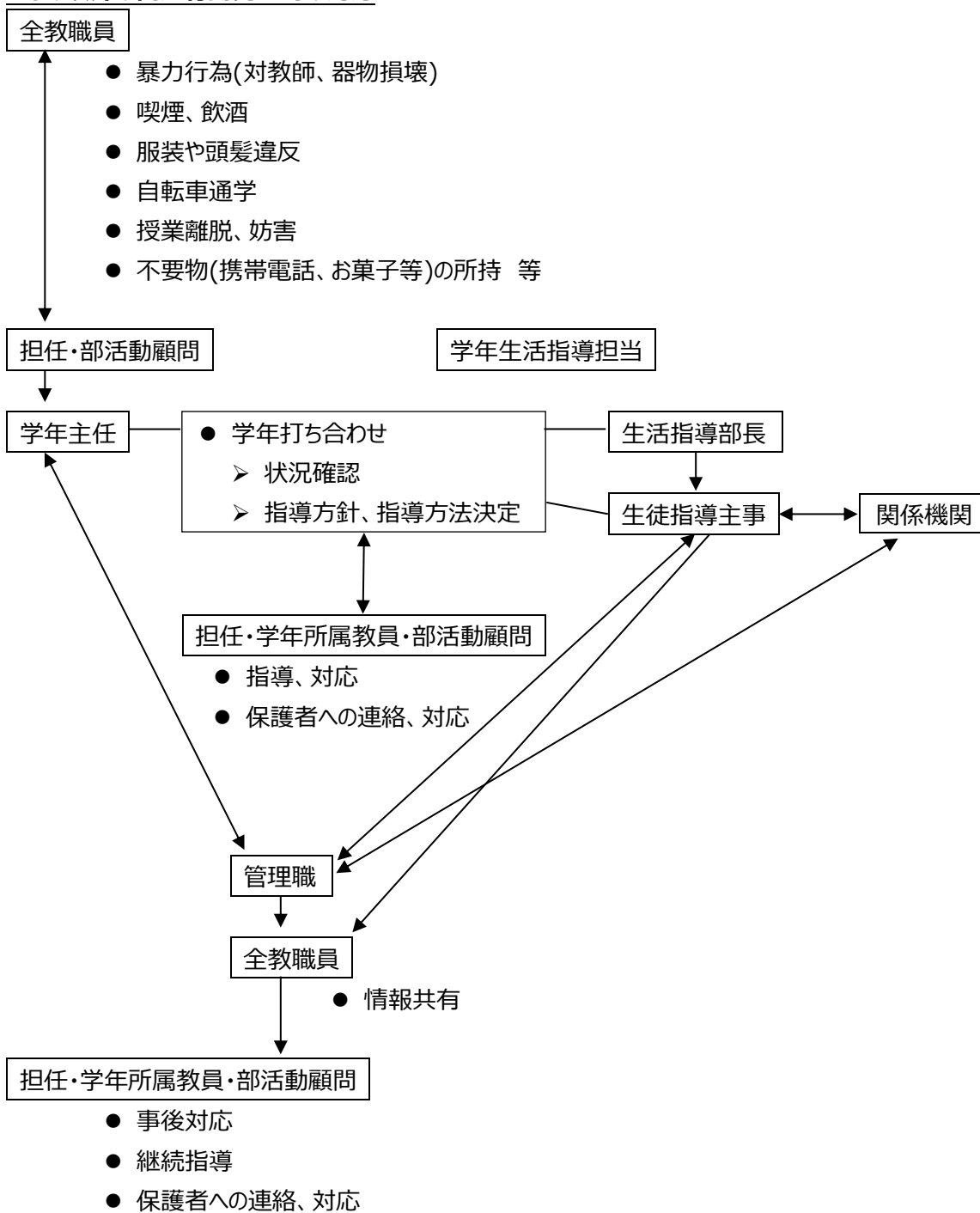


- 加害生徒への具体的な指導の方法(どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)
- 保護者への連絡について(どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)
- 関係機関との連携について(連携の必要があるか? 連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか?)
- その他の生徒への働きかけの方法(どの教職員が、どのように行うか?)



- 日々の見守り
 - 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
 - いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認)
- 以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※ 問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。